

関係各位

天海訴訟を支援する会 代表 八田 英之
障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会 代表 天海正克

千葉市の「障害給付打ち切り」を行政の通念にしてはならない

あらためて東京高裁の公正な判断を求める要望署名活動への協力要請

天海訴訟は、重度の障害がある天海正克さんが65歳になったとき、介護保険への移行を拒否し、障害福祉サービスの継続を求めたことに端を発しています。

千葉市は、天海さんの要求や人権・尊厳を無視し、すべての障害福祉サービスを打ち切りました。天海さんは、生命をも脅かすこの暴挙を不服とし、2015年11月27日千葉地裁に提訴したのです。

この訴訟は、千葉地裁で敗訴（2021年5月18日）、東京高裁で逆転勝訴（2023年3月24日）、そしてこれを不服とした千葉市が最高裁に上告受理申し立てをおこない、その結果、最高裁は2025年7月17日、「本件を高等裁判所に差し戻す」との判決を言い渡しました。

「サービス打ち切りは許されるのか」、天海さんの訴えは再び東京高裁での審議として継続されることになりました。千葉市が従前のサービス支給を求めた申請を却下し、すべてのサービスを打ち切った処分が行政の裁量権の範囲を逸脱・濫用したものなのか否か、社会通念に照らして著しく妥当性に欠くものなのか否か、本件の核心部分が改めて審議されることとなります。

千葉市は、サービス打ち切りの理由を障害者総合支援法第7条に求めましたが、法7条の規定があったとしても、人権を侵害する行政処分はゆるされないはずで、厚生労働省が2007年に発出した「適用関係通知」や2015年の「事務連絡」・「事務処理要項」を踏まえれば、いきなりサービスを打ち切ることにはあってはならないし、同省の方針にも反しているといわざるをえません。この打ち切りは障害者の生存権を奪うものです。

千葉市がいきなりサービス打ち切りを強行したことは、憲法と障害者権利条約の趣旨においても違反していることから、以下のことを強く要望します。

**【要望項目】「サービス打ち切り」を行政の通念にしないように、
あらためて東京高裁の公正な判断を求めます。**

記

1. 署名の種類 東京高裁への要望署名（別紙）
2. 集約時期 第1次集約を12月末日とします。

天海訴訟は、国の歪んだ社会保障行政を変えていくたたかいです。何としても東京高裁で公正な判断をしてもらうためにも、皆様のさらなるご支援を心から願います。どうかよろしく願います。

